

令和元年度

# 一人一人が力を発揮できる環境へ～自立と参加～

各務原市教育委員会 VOL. 46

## お子さんの様子で気になることはありませんか



各務原市では、乳幼児期から保護者の皆様やお子さんの困り感に関わる相談の支援体制をもち、それぞれの成長や発達段階において、一人一人の特性に応じた支援を行っています。

できるだけ早い時期に適切な支援を受けることで、お子さんも安心し、もつてている力を十分に発揮できるようになります。もし、お子さんに困り感があつたり、普段の様子で気になることがあつたりしましたら、お気軽にご相談ください。

言葉の意味が  
わからないときがあるみたい。

よく  
かんしゃくを  
おこすなあ。

なんだか落ち着きがないなあ。友達と  
うまく遊べないなあ。



## 相談機関の紹介

障がいに関する総合相談

各務原市基幹相談支援センター「すまいる」

☎ 058-389-7111

子育てに関する相談 対象：小学校就学前・小中学生・高校生

子育て支援課 家庭児童相談室

☎ 058-383-7203

発達・不登校等、子育てに関する相談 対象：小学校就学前・小中学生

各務原市教育センター「すてっぷ」 ※火曜日～土曜日

☎ 058-383-7290

発達・進路に関する相談 対象：小学校就学前・小中学生・高校生

各務原特別支援学校 地域支援センター

☎ 058-383-2455

手帳の交付、福祉サービスの利用等の相談

社会福祉課

障がい福祉係 ☎ 058-383-1126

障がい支援係 ☎ 058-383-1252

発育・発達に関する相談 対象：主に小学校就学前

母子健康包括支援センター「クローバー」

☎ 058-383-7204

発達に関する相談 対象：小学校就学前

各務原市福祉の里相談支援センター「どんぐり」

☎ 058-370-7520

就学に関する相談 対象：小中学生

各務原市教育委員会学校教育課

☎ 058-383-1118



# 一人一人に応じた支援は

一人一人の特性にあった支援を選択することで、  
もっている力を十分に発揮できるようになります。

## 小学校・中学校での支援は

### 通常の学級

環境整備や教材の工夫、少人数指導等、全ての子どもにわかりやすい授業づくりをしています。(教育のユニバーサルデザイン化)

～通常の学級の支援に加えて～

### 通級指導教室

\* 通常の学級に籍をおく児童生徒が、週に1、2時間程度の支援を受けます。

#### ・「言語」の通級指導教室

言語に関わる支援が中心です。

#### ・「LD・ADHD等」の通級指導教室

他者との関わりや学習困難に対する支援が中心です。

\* 全ての学校に設置されているわけではありません。詳しくは、学校教育課までお問い合わせください。

(☎ 058-383-1118)

## 特別支援学校での支援は



～さらに個に応じた支援へ～

### 特別支援学級

\* 個に応じた教育課程を編成し、実施します。  
\* 市内にある特別支援学級の種別は以下の4つです。

- ・知的障がい特別支援学級
- ・自閉症・情緒障がい特別支援学級
- ・肢体不自由特別支援学級
- ・難聴特別支援学級

\* 上記4つの種別の特別支援学級は、全ての学校に設置されているわけではありません。詳しくは、学校教育課までお問い合わせください。

(☎ 058-383-1118)

特別支援学級在籍の児童生徒に就学を援助する制度があります。(保護者の皆様の収入によって制限があります。)



～障がいに応じたより専門的な教育課程を実施～

\* お住まいの地区により就学の学区が定められています。

設置校種	学校名 (障がい種)	
小中高	中濃特別支援学校 (知的障がい)	羽島特別支援学校 (知的障がい・肢体不自由・病弱)
	関特別支援学校 (肢体不自由・病弱)	岐阜希望が丘特別支援学校 (肢体不自由)
	長良特別支援学校 (病弱)	岐阜盲学校 (視覚障がい)
高	各務原特別支援学校 (知的障がい)	岐阜清流高等特別支援学校 (知的障がい)
	西濃高等特別支援学校 (知的障がい)	
幼小 中高	岐阜聾学校 (聴覚障がい)	

## 支援を受けるには



### 小学校入学前

#### 発達（就学）相談会

7月と10月の2回

各幼稚園や保育所（園）、  
認定こども園、福祉の里、  
学校教育課に申し込み用紙  
があります。

### ①発達（就学）の相談

#### 小学校入学後

#### 各学校の 「特別支援教育コーディネーター」 との相談

学校生活や学習などについてお困り  
のことを相談される場合は、特別支援  
教育コーディネーターまでお声をかけ  
てください。

#### 学校教育課での相談

就学の相談

#### 各務原市教育センター

#### “すてっぷ”での相談

発達・不登校等、子育ての相談

各種個別検査の実施

保護者の方の  
同意のもとで

#### 専門家による巡回相談、 発達検査等

支援について審議し、総合的に判断します。5月・7月・8月・10月・11月

### ②各務原市教育支援委員会



教育支援委員会の判断をもとに 保護者の方と相談しながら

### ③就学先や支援の場を決定

#### 特別支援学級 市内小中学校の

手帳の取得  
※右ページ参照

通常の学級  
配慮と共に

#### 通級指導教室

\* 親子で通います。  
\* 通常の学級の児童  
生徒対象です。

うぐいす教室（那加第二小学校内）  
うぐいす八木山教室（八木山小学校内）  
特別支援学級在籍児童のための  
言語通級指導教室

特別支援学校  
種別ごと  
就学の学区ごと

## 特別支援教育に関する手帳について

手帳には、次のような種類があります。

- ・療育手帳（知的障がいに関わる）
- ・身体障害者手帳

\*手帳の交付で、各種支援や補助が受けられます。

詳細は、各務原市役所社会福祉課までお尋ねください。

（☎ 058-383-1126）



	療育手帳について	身体障害者手帳について
申請及び交付	各務原市役所（社会福祉課）	
障がいの判定場所	中央子どもセンター（18歳未満） 知的障害者更生相談所（18歳以上） ※申請時に社会福祉課で予約できます。	県知事の指定する医師の診断 ※県知事の指定する医師については、社会福祉課にお尋ねください。
申請に必要なもの	・手帳交付申請書 ・写真 (脱帽・上半身・無背景 申請時前1年以内のもの) ・印鑑	・手帳交付申請書 ・県知事の指定する医師の診断書、意見書 ・写真(脱帽・上半身・申請時1年以内のもの) ・印鑑 ・マイナンバーのわかるもの及び身分証明となるもの
申請書のある所	各務原市役所（社会福祉課）	
県知事の指定する医師の診断書、意見書用紙のある所	各務原市役所 川島市民サービスセンター 東海中央病院	
手帳の種類	・A1（最重度） ・A2（重度） ・B1（中度） ・B2（軽度） ※中度知的障がいの方が、3級以上の身体障害者手帳を所持しているときは、区分がA2になります。	・視覚障がい ・聴覚または平衡機能の障がい ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい ・肢体不自由 ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい、肝臓機能障がい ※障がいの程度により、1級から6級までの区分があります。



# ステージに応じた支援体制

